

### 後期高齢者医 療保険 改正のお知らせ

令和2・3年度

(改正後)

43,200円

(変更なし)

(変更なし)

640,000円

8.54%

れています。 るため、2年に一度見直しが行わ 令和2・3年度の保険料率等

は、左表のとおりです。

当たりの医療費の増加等に対応す 療技術の進歩等の影響による1人 保険料率は、高齢化の進展や医

# ▼令和2年度以降の均等割額軽減

れています。 より、本来の軽減割合の7割軽減 どから、国の医療保険制度改革に 世代間の負担の公平を図る観点な として実施している所得の低い方 となるよう段階的に見直しが行わ への均等割額の軽減特例措置が、 保険料の軽減措置のうち、

、の均等割額軽減特例措置の見直 内容は左表のとおりです。 令和2年度以降の所得の低い方

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
軽減割合	8割軽減	7割軽減	
	8.5割 軽減	7.75割 軽減	7割軽減

### に変わります。 乗ずる金額が51万円から52万円 軽減については、 被保険者数に

# 特例措置の見直し

平成30. 令和元年度

(改正前)

43,200円

620,000円

8.54%

する条例」が施行されました。 町の自然環境、景観等と太陽光 については、町ホームページを 体的な手続きや許可基準の内容 たは届出が必要となります。具 設置する場合は、町長の許可ま 発電設備設置事業との調和に関 対象となる太陽光発電設備を 令和元年10月1日から「那須

## ▼条例の概要

ご確認ください。

①自然環境、魅力ある景観および ②抑制区域を含む地域では10㎏以 上、抑制区域外では50級以上の 制区域として指定しています。 めに必要と認められる区域を抑 安全安心な生活環境の保全のた 太陽光発電設備で事業を行おう

許可が必要な場合があります 太陽光発電設備を設置するには

③抑制区域外で10㎏以上50㎏ 満の太陽光発電設備で事業を行 要となります とするときは、 町長の許可が必

④近隣住民等に対し、設置事業計 画についての説明会を開催して ください。

となります。

おうとするときは、

届出が必要

## ·主な抑制区域

▼問合せ 環境課環境保全係 区域、農地、景観形成重点地区 国立公園、地域森林計画の森林



## ご利用ください

産しています。 を有効利用し、コンポスト肥料 を浄化するときに発生する汚泥 「那須グリーンマニュア」を生 湯本浄化センターでは、下水

### ▼販売価格

は、

被保険者数に乗ずる金額が 均等割額 5割軽減について

)税務課庶務諸税係

の軽減判定所得基準が引上げら

均等割軽減の対象となる世帯

・問合せ

)栃木県後期高齢者医療広域連合

**3**028 - 627 - 6805

所得の低い方への軽減措置

均等割額

所得割額

賦課限度額

28万円から28万5千円に、

2 割

**2** 6936

1袋(10㎏)につき100円

です。毎月1日から20日までの平 ※コンポスト肥料の販売は予約制 で予約してください。 日(午前9時~午後5時) ▼販売期間 での平日 (午後1時~5時) 毎月21日から月末ま に電話

▼予約・販売場所 湯本浄化セン 問合せ 上下水道課 ター 26 3030 72 6 9 1 9 那須町大字高久丙4361